

議案第 6 4 号

渋川市小野上温泉公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市小野上温泉公園条例の一部を改正する条例

渋川市小野上温泉公園条例（平成 1 8 年渋川市条例第 2 0 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「世代間交流」の次に「並びに観光振興」を加え、「温泉公園」を「渋川市小野上温泉公園（以下「公園」という。）」に改める。

第 2 条中「温泉公園の」を「公園の」に改める。

第 3 条中「渋川市小野上温泉公園（以下「公園」という。）」を「公園」に改める。

第 3 条の 2 第 1 号中「公園」を「公園の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）」に改め、同条第 2 号中「の施設及び附属施設」を削る。

第 3 条の 3 第 1 項中「公園」を「施設等」に改める。

第 4 条第 1 項中「公園の施設及び附属施設（以下「施設等」という。）」を「施設等」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分中「公園」を「施設等」に改める。

第 6 条中「公園」を「施設等」に改める。

第 1 1 条第 2 号中「公園の」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

施設等	区分		単位	利用料金
ゲートボール場	専用利用		1 面 1 時間	1 0 0 円
テニスコート	専用利用		1 面 1 時間	2 1 0 円
バーベキュー広場	広場	専用利用	1 区画 1 回	5 2 0 円
	附属設備	鉄板、網、焼台	1 セット 1 回	1 , 0 4 0 円
		焼台	1 回	5 2 0 円

備考

- 1 利用時間が1時間未満の場合は、1時間とする。
- 2 高校生以下の者が施設等を利用する場合の利用料金は、附属設備を除き利用料金の2分の1の額とする。この場合において、当該利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の渋川市小野上温泉公園条例第9条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

理 由

消費税法及び地方税法の改正並びに条例の評価・見直しの審査結果により、所要の改正をしようとするものである。

渋川市小野上温泉公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設置） 第1条 市民の健康増進及び世代間交流並びに観光振興を図るため、<u>渋川市小野上温泉公園</u>（以下「公園」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置） 第2条 <u>公園</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 渋川市小野上温泉公園 位置 渋川市村上305番地2</p> <p>（指定管理者による管理） 第3条 <u>公園</u>の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>（指定管理者が行う業務） 第3条の2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （1） <u>公園の施設及び附属設備</u>（以下「施設等」という。）の利用に関する業務 （2） <u>公園</u>の維持管理に関する業務 （3） （略）</p> <p>（利用時間） 第3条の3 <u>施設等</u>の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。 2 （略）</p> <p>（利用の許可） 第4条 <u>施設等</u>を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 （略）</p>	<p>（設置） 第1条 市民の健康増進及び世代間交流_____を図るため、<u>温泉公園</u>を設置する。</p> <p>（名称及び位置） 第2条 <u>温泉公園</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 渋川市小野上温泉公園 位置 渋川市村上305番地2</p> <p>（指定管理者による管理） 第3条 <u>渋川市小野上温泉公園</u>（以下「公園」という。）の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>（指定管理者が行う業務） 第3条の2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （1） <u>公園</u>の利用に関する業務 （2） <u>公園の施設及び附属施設</u>の維持管理に関する業務 （3） （略）</p> <p>（利用時間） 第3条の3 <u>公園</u>の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。 2 （略）</p> <p>（利用の許可） 第4条 <u>公園の施設及び附属施設</u>（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 （略）</p>

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。

(1)～(5) (略)

(特別の設備の制限)

第6条 利用者は、施設等を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金の不還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) (略)

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設等を利用することができないとき。

別表 (第9条関係)

施設等	区分		単位	利用料金
ゲートボール場	専用利用		1面1時間	100円
テニスコート	専用利用		1面1時間	<u>210円</u>
バーベキュー広場	広場	専用利用	1区画1回	<u>520円</u>
	附属設備	鉄板、網、焼台	1セット1回	1,040円
		焼台	1回	<u>520円</u>

備考

- 1 利用時間が1時間未満の場合は、1時間とする。
- 2 高校生以下の者が施設等を利用する場合の利用料金は、附属設備を除き利用料金の2分の1の額とする。この場合において、当該利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公園の利用を許可しない。

(1)～(5) (略)

(特別の設備の制限)

第6条 利用者は、公園を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金の不還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) (略)

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、公園の施設等を利用することができないとき。

別表 (第9条関係)

施設等	区分		単位	利用料金
ゲートボール場	専用利用		1面1時間	100円
テニスコート	専用利用		1面1時間	<u>200円</u>
バーベキュー広場	広場	専用利用	1区画1回	<u>500円</u>
	附属設備	鉄板、網、焼台	1セット1回	1,000円
		焼台	1回	<u>500円</u>

備考

- 1 利用時間が1時間未満の場合は、1時間とする。
- 2 高校生以下の施設等の利用料金は、附属設備を除き利用料金の2分の1の額とする。